

# 学校教育活動充実に資する生徒会活動推進を 中心とした特別活動の指導法

友 枝 文 也

## 1. はじめに

学校教育<sup>①</sup>活動における様々な諸課題を解消するためには、すべての児童生徒それぞれの人格の完成を目的として、児童生徒一人一人の学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることを目指すなど、生徒指導上における積極的な意義を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、一層の充実を図ることが求められる。

この積極的な生徒指導を充実させ、学校教育活動の充実を図るためには、児童生徒一人一人が集団の中で自己の役割を理解し、学校生活上の諸問題を自らの課題として捉え、周囲の児童生徒と協力し、主体的に解決しようとする態度を育成することが望まれる。そのような態度を育むふさわしい教育活動が特別活動<sup>②</sup>における生徒会活動であり、児童生徒が主体的に組織する生徒会活動を推進することが、特別活動を活性化させ、その結果として生徒指導上の諸課題を解決に導き、学校教育活動そのものの充実に資する要素となるものである。

## 2. 「生きる力」の育成と特別活動とのかかわり

平成20年3月に改正された学習指導要領<sup>③</sup>は、科学的活用能力や数学的活用能力、読解力の低下などの指摘を受け、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視

している。

これからの教育は、「ゆとり」<sup>(4)</sup>でも「詰め込み」<sup>(5)</sup>でもなく、時代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力」を身につけてほしいという思いから定められたものである。

子どもたちが、今日のような変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力である「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに強調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、逞しく生きるための「健康・体力」など、知・徳・体を兼ね備えたバランスのとれた力である「生きる力」を育むことの重要性が示されている。

また、グローバル化の進展等による現在の社会経済は、あらゆる面で大きく変化しており、知識が社会・経済の発展の源泉となる「知識基盤社会」<sup>(6)</sup>が到来している。競争と技術革新が絶え間なく起こる「知識基盤社会」では、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく新しい知や価値を創造する能力が求められ、知識そのものや人材をめぐる国際競争が加速するとともに、異なる文化との共存や国際協力の必要性が増すことになる。そのため、これからの社会を生きる子どもたちは、自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から考察する力、様々な情報を取捨選択する力などが求められるとしている。

そして、「生きる力」を育むためには、自分の良さや個性を生かして、多様な他者とともに社会、自然・環境とのかかわりの中で、共に生きる自分への自信を持たせることや基本的な生活習慣を確立するとともに、公共の精神など社会生活を送る上で必要な資質能力を、発達段階に応じた活動や体験を通して、体得させていくことが重要な課題とされており、学校教育活動全体を通じて育成されるものであるが、特に、「なすことによって学ぶ」とする特別活動は大きな役割を担っている。

そこで、特別活動の総括された目標及びそれぞれの内容の目標について考

察し、子どもたちの学校生活上の諸課題を子どもたち自らが課題解決に向けて取り組むべき生徒会活動を取り上げ、その推進の在り方について述べることにする。

### 3. 特別活動の目標及び特質について（中学校の目標を中心として）

特別活動の目標及び特質については、平成20年及び21年告示の「学習指導要領」に示されている。

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

小学校の目標では、以前にあった「よりよい生活」に、新たに「人間関係」が加えられ、今回の学習指導要領改訂の目的の一つである「道徳の充実」に関連して、「自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」という言葉が付け加えられている。

また、中・高等学校の目標にあった「能力」が小学校に加えられている。

ア 中学校における特別活動の目標について

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

中学校の新たな目標ではあまり変更は見られないが、小学校と同様に「人間関係」が加えられていることに注意が必要である。このことは、こ

れまでの「集団や社会の一員としてよりよい生活」を「人間関係」の構築という具体的な目標を明確にしたことであり、小学校の目標にあっても同様である。また、小学校の目標にはない「社会」が加わっていることと、小学校では「自己の生き方についての考えを深め」とされているところが、中学校では「人間の生き方についての自覚を深め」とされているところが小学校の目標との大きな違いとなっている。

#### イ 高等学校における特別活動の目標について

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

高等学校の目標においても中学校と同様に大きな違いは見られないが、小・中学校の目標と同様に「人間関係」が加えられた。また、小学校の目標ではなく中学校にある言葉は継承されているが、中学校では「人間としての生き方について」となっているところが、高等学校のそれでは「人間としての在り方生き方について」と「在り方」が付け加えられている点に違いがある。

#### (1) 特別活動の特質

現行の中学校学習指導要領解説特別活動編によれば、学習指導要領における特別活動の目標は、その性格を明確にするために、冒頭において「望ましい集団生活を通して」という特別活動の性質及び原理を示し、それ以下に具体的に目標を示している。この目標は、さらに前半と後半の部分に分かれ、前半部分の「心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」においては、個人として、また、集団や社会の成員としての資質を身に付ける自主的、実践的な態度を育てるという目標を示している。また、

「人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う」という後半部分においては、人間としての生き方についての自覚を深めるとともに、現在および将来にわたって自己実現を図る能力、すなわち、自己を生かす能力を養うという目標を掲げている。このような目標についての理解を深めるために、5つの観点から延べられており、これらをもって全体としてのまとめりとして理解され、生徒に「生きる力」を育むことをめざした学校全体の教育活動として展開されていくべきものであると示している。

以下に中学校学習指導要領解説特別活動編に記されている5つの観点について要約することにする。

### 1) 望ましい集団活動の望ましい集団の育成

目標の最初の「望ましい集団活動を通して」の部分は、特別活動の特質及び方法原理を示しており、学級集団を単位とするものと、学級や学年の枠を超えて組織される集団によるものがある。生徒はこれら集団に所属し、相互に理解しあい、高めあい、作用しながら集団生活の中で体験的な活動を進め、生徒が全人的な発達を遂げ、所属する集団自体を改善・向上を図っていくことが求められるなど、望ましい集団活動を進めることそのものが特別活動の特質であり、特別活動の目標を達成するための方法原理でもあるとしている。

では、どのような集団活動が望ましいのかについては、集団の各成員が互いに人格を尊重し合い、それぞれの個性を認め合い、伸ばしていくような活動を行うとともに、民主的な手続きを通して、集団の目指すべき目標や集団規範を設定し、互いに協力し合って望ましい人間関係を築き、充実した学校生活を実現していくことである。そこには生徒の発達段階に応じた教師の適切な指導によって望ましい集団活動が進められるべきものであるとしている。

### 2) 個人的な資質の育成

目標の「心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り」の部分は、個々の生徒が将来において社会的な自己実現を図るために必要とされる資質を

まとめたもので、一人一人の生徒が自己実現を目指すためには、心身不安定な中学校段階から、変化していく社会の中で自ら学び、自ら考える態度を育て、逞しく生きていくために必要な資質を養っておくためとされている。また、生徒一人一人が自己の個性を生かせる進路を選択し、自己実現を図っていかねばならず、特別活動の様々な集団活動を通して、自己の個性をよりよく理解し、これを一層伸長しようとする主体的な態度を育てることが大切であり、「個性の伸長」を図ることを目標の一つとして掲げているとしている。

### 3) 社会的な資質の育成

目標の「集団や社会に一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする」の部分、自己の所属する様々な集団に所属感や連帯感を持ち、集団生活や社会生活向上のために力を尽くそうとする態度や能力を養うことを示しており、様々な集団や社会の一員である生徒個人が、各自の役割を理解し、どの責任を果たすべきかを自覚することは、将来社会人として自立していくためにも大切なことであり、特別活動がそのような場でもあるため、このことが目標の一つであるとしている。

また、より質の高い集団活動を体験することによって、自他のそれぞれが個性を発揮し、相互に認め合い、協力して共に生きる中で、よりよい生活や豊かな人間関係を築いていこうとする態度や能力が養われ、集団による問題解決の場面などでは、自他の主張をそれぞれ生かすことなど、実践の場でも身をもって学ばせることができるとしている。

### 4) 自主的、実践的な態度の育成

特別活動の中核的な目標として、自主的、実践的な態度の育成があげられているが、これは望ましい集団生活を築くために生徒相互が協力し合っ

て目標を設定したり、自分の役割や責任を進んで遂行したりするとともに、生徒個々が実際に直面している諸問題への対応や解決の仕方を、集団場面を通じて実践的、体験的に学ぶ活動が行われるからである。このことによって、生徒は自分がいかに行動すればよいかを自ら深く考えたり、感情

や衝動を自ら制御して、自ら決定した行動を状況に応じて着実に遂行したり、現実在即して実行可能な方法をとったりする自主的、実践的な態度を伸長させていくことが期待され、よりよい集団や社会を協力して築こうとする態度や能力の発達が一層促進されていくとともに、自主的、実践的な態度の発達にともない、人間としての生き方についての自覚を深め、他者との共生を図りながら自己を生かす能力の基礎も培われていくとされているからである。

#### 5) 人間としての生き方の自覚と自己を生かす能力の育成

中学生の時期は、親への依存から離れ、自らの行動は自らが選択決定したいという独立や自律の要求を高めると同時に、自分の将来における生き方や進路を模索し始める。

また、様々な人々の生き方にも触れて、人間がいかに在るべきか、いかに生きるべきかについても、考え始めるようになる。しかし、一般的に言って、生徒は経験や情報が不足気味で、自分の将来を考えるための思考力の発達などもまだ十分でないため、適切に対処することが困難であることが少なくないとされている。教師はこのような問題に生徒が積極的に取り組み、適切な解決策を見出していけるように、特別活動の各内容特に学級活動の時間を計画的に活用して、指導・助言を行う必要がある。その際、特に自己の判断力や価値観を養い、主体的に物事を選択決定し、責任ある行動をすることができるよう、人間としての生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養わせていくとともに、生徒が社会の一員としての望ましい在り方を身に付け、健全な生活態度や人生及び社会について主体的に考えていくよう、教師は忍耐強く指導・助言することが必要だとされている。

### 4. 特別活動の実施上の留意点

以上、特別活動の目標及び特質に述べてきたが、さまざまな活動を実施す

るに当たっては、生徒の活動が中心とはいえ放任的な状態の中にあつては、特別活動それぞれの目標を達成することにはならないということから、教師の「適切な指導」及び「粘り強い援助」が必要だとしている。

そもそも特別活動を通じて、生徒の学校生活における問題の解決や課題への対応に際して、判断や行動などで生徒自身に任せる部分が多い特別活動を展開するにあたり、戦後の学習指導要領では、戦後直後の1947年（昭和22年）年の学習指導要領における現在の特別活動の原型である「自由研究」設置に始まり、1949年（昭和24年）の文部省通達による中学校・高等学校での「自由研究」に代わる「特別教育活動」の設置、続く1951年（昭和26年）学習指導要領の改訂によって、小学校の「自由研究」に代わる「教科以外の活動」が設定され、「自ら民主的生活の方法を学ぶことができ、公民としての資質を高めることができる」という明確な理念のもと、特別活動における基本的な方針として「生徒たち自身の手で計画され、組織され、実行され、かつ評価されなければならない。もちろん、教師の指導も必要であるが、それはいつも最小限にとどめるべきである」とされ、児童・生徒の自主性及び主体性に任せた活動を中心に据えたものであった。

しかしながら、1958年（昭和33年）の学習指導要領の改訂では、児童・生徒中心の方針から、学校・教師の計画・指導の下で行われるといういわゆる学校管理下におく方針へと転換していくことになる。その後の学習指導要領においては、それまでは示されていた「民主的」「民主生活」「民主社会」という文言は消え、「特別活動においては、生徒の自発的な活動を助長することが建前であるが、常に教師の適切な指導が必要である」（中学校）と規定されるなど、その方向性が強化された。

また、特別活動が領域として確立し、学校行事が特別活動に加えられるなど、内容の充実が図られるとともに、現在では学校外とのつながりや他教科・領域との指導の関連など多面的なものとなり、特別活動そのものの教師の果たすべき役割が重要となっている。



## 5. 特別活動における生徒会活動の果たすべき役割

### (1) 生徒会活動の目標

生徒会活動の目標は、学習指導要領第5章の第2の〔生徒会活動〕の1「目標」で以下のとおり示されている。

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる

生徒会では、全校生徒を会員として組織し、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。このような生徒会の望ましい集団生活を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校づくりに参画し協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成することが生徒会活動の目標と定めている。

また、目標を実現する過程で、生徒の自主性・主体性を育てるとともに、学校集団として活力を高め、健全で豊かな学校生活が展開できるような集団を育成することが期待されるとしている。

### (2) 生徒会活動の内容

生徒会活動の内容については、学習指導要領第5章の第2の〔生徒会活動〕2「内容」で以下のように示されている。

- 1) 生徒会の計画や運営
- 2) 異年齢集団による交流
- 3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- 4) 学校行事への協力
- 5) ボランティア活動などの社会参加

これらは「学校の全生徒をもって組織する生徒会において」と示されてい

るように生徒一人一人が主役であって、生徒会役員など一握りの生徒が活躍する場ではなく、すべての生徒がそれぞれの活動に参加・協力することで、生徒会活動としての目標を達成するものである。

### (3) 生徒会活動で育てること

学習指導要領における生徒会活動の目標で示されているなかで、育てたい内容は次の2点である。

#### 1) 望ましい人間関係の育成

望ましい人間関係とは、豊かで充実した学校生活づくりのために、一人一人の生徒が生徒会組織の一員としての自覚と責任感を持ち、共に協力し、信頼し支え合おうとする人間関係である。また、ボランティア活動など社会的活動への参加や協力、他校との交流や地域の人々との幅広い交流など、学校外の活動を通して他者を尊重し、共によりよい集団生活や社会生活を築こうとする開かれた人間関係であるとされる。

#### 2) 自主的、実践的な態度の育成

自主的、実践的な態度とは、生徒自ら目標を持ち、学校や社会の一員としてよりよい学校生活へ貢献するための役割や責任を果たし、学校生活全体の充実・向上に関わる問題について、みんなで話し合っって協力して解決するなど、集団や社会の一員としての自覚に基づき、学校や地域社会の生活の充実・向上に積極的に関わったりしていく態度であるとされている。

これらをよりよく育むためには、小学校での児童会活動で身に付けた態度や能力を基礎にすることはもちろんのこと、地域や学校の状況及び生徒の実態等を考慮し、学校運営の年間行事計画に位置づけるとともに教師の適切な指導・助言によって、生徒が自発的、自治的に活動できる場や機会を確保することが必要である。その際に、生徒自らが活動の計画を立て、生徒一人一人がそれぞれの役割を分担し、協力し合えるよう工夫されることが大切であり、望ましい集団活動が進められることが大切である。

### (4) 生徒会活動が果たすべき役割とは

中学校における特別活動では、学級活動・生徒会活動・学校行事を通し

て、その目標を達成しようとするものであるが、望ましい人間関係及び自主的、実践的な態度を育てることが共通の目標となっている。もちろん学校管理下でということも当然とはいえ共通のものである。しかしながら、生徒の自主性及び自発性を尊重し、生徒自らが活動計画を立案し、様々な抱える学校生活上の諸問題を解決に導く手だてを講じることができるのは生徒会活動が中心となる。生徒会活動では生徒一人一人が所属感を持ち、学校生活で生じる様々な課題を生徒自らが発見し、考え、学び、適切に判断し、解決に導くことができる活動である。冒頭にも触れたが、特別活動では「生きる力」を育成する教育活動の中核的役割を担っているが、その特別活動における中核的な活動が生徒会活動であり、特別活動がより活性化し推進されるかどうかは生徒会活動が活性化し推進されるかどうかによって左右されると言っても過言ではない。

そこで、生徒会活動を推進するために、教師の適切な指導の下、生徒会の組織や運営の在り方、生徒会執行部の役割、専門委員会の在り方など、具体的にどのように推進していくべきかについて、以下に述べることとする。

## 6. 生徒会活動の推進について

### (1) 生徒会の組織・運営

生徒会の組織には、会長をトップに生徒全員が組織の一員である。学校によって組織の在り方や示し方はさまざまであるが、多くは「生徒手帳」や「生徒の手引き」等に示されている。平均的な組織は、以下に示す図1のようになっている。

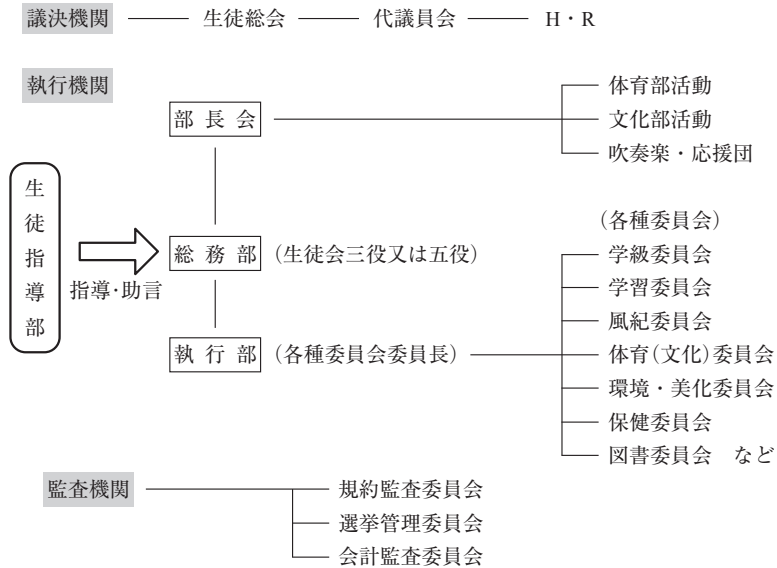


図1 生徒会組織(例)

## (2) 生徒会役員を選出

生徒会活動を推進するためには、生徒会役員がすべての生徒とともに学校における生徒会活動の内容・役割を十分に理解していることが重要な要素である。

そのためには、生徒会役員を選出する際に教師の適切な指導・助言や組織的な取り組みが必要である。生徒会が役員の一部だけの活躍の場になる原因の多くは、単なる一部生徒の人気者や問題行動生徒のグループ、生徒会活動の意義を理解していない者など、いわゆるリーダーとしての資質を備えていない生徒が役員に選出されることである。

したがって、管理職以下教職員全体が、生徒会活動の推進が特別活動を活性化し、結果として生徒指導の充実が図られ、学校教育活動全体が生き生きしてくるという共通認識を図る中で、生徒会役員選出および将来の生徒会活動を担うリーダーの育成を意図的、計画的、組織的に取り組む態勢が必要と

なってくる。

そこで、望ましい生徒会役員の選出をどのように進めていくかについて、一つの例を示すことにする。

### 1) 生徒会長の選出について

生徒会長は学校生活が豊富で年齢的にも指導的役割を果たせる最上級生に任せることが一般的である。また、高等学校受験などを考慮し、2学期前半までを任期とするケースが多い。

生徒会長候補は、生徒会活動の内容や活性化への取組などの事情に詳しい生徒会役員または生徒会執行部としての各種委員会委員の経験者が望ましい。また、複数の候補者が生徒会活動推進への取り組みなどについて、生徒会活動の目標及び重点事項、学校生活上の課題解決への取組内容、方法などを具体的に示し、それぞれの主張を戦わせることができるようにしなければならない。

投票までの期間では、選挙管理委員会の機能を生かしつつ、昼休み、学級活動、登下校時、放課後を通じて、すべての生徒が会長候補者の主張が聞けるように時間や場所の確保が必要である。投票については、放課後等に生徒総会を開催し、一斉に投票を行い即時開票する方法が一般的であるが、一般生徒の生徒会活動に対する関心度、期待度などを把握するために、空き教室等を活用した投票所を設置し、生徒の自主的な投票の実施も考えられる。後者については、生徒会活動がすでに推進されている学校などで考えられるレベルの高い投票の在り方であり、一般社会で実施されている投票の在り方にも近いもので、投票率が課題となる可能性がある。いずれの方法とも一般生徒に対する十分な指導とともに啓発が必要となる。

### 2) 生徒会役員（会長除く）及び各種委員会委員長の選出

生徒会長は当選後、副会長及び書記、会計などのいわゆる生徒会三役を指名し、全校生徒に公表する。次にすべての学級から選出された各種委員会委員から、それぞれの委員会委員長を互選し公表する。これら各種委員会委員長の選出にあたっては生徒会長候補者と同様にその委員会での活動

経験があることが必要であると思われる、各種委員会の顧問になっている教師の適切な指導・助言が求められる。

この生徒会三役及び各種委員会委員長の承認を求める場合は、生徒総会などで公表し、拍手による承認を求めることが多いが、それぞれの所属名及び氏名等を校内掲示することで承認に代えても差し支えないと思われる。

### **(3) 生徒会三役及び各種委員会委員長を含む生徒会執行部の研修**

生徒会三役及び各種委員長を含む生徒会執行部が生徒を代表して学校生活環境の改善及び充実等に資するためには、それぞれの役割を理解し、学校教育目標を達成するために、学校及び生徒相互が求めるものを理解し、よりよい方法で解決に向けての協力態勢を築いていくことが必要となる。そのためには、学校及び生徒相互の抱える課題について生徒会執行部が共通認識を持つとともに課題解決に向けた生徒会の活動方針や活動計画を具体的に示すこと、また、生徒会執行部相互の信頼関係を築くためにも研修期間を確保することが重要である。

#### **1) 基本研修**

生徒会執行部としての心構え及び果たすべき役割について、執行部発足後ただちに実施することが望ましい。ここでは、学校長、主幹教諭、担当教諭及び前生徒会長による学校生活環境の改善及び充実に関する基本的な課題等について、講義及び質疑応答による協議を実施し、生徒会執行部としての基礎・基本を学ぶ機会とする。

#### **2) 宿泊研修**

近隣の青少年宿泊施設を利用し一泊二日程度の研修を実施する。ここでは、生徒会執行部が寝食を共にすることで相互の絆を深め、信頼関係を醸成することとともに基本研修を基にした生徒会活動推進のための基本論議を行う機会とする。

また、生徒会活動及び各種委員会それぞれの基本的な活動方針や活動計画を企画・立案する。

### 3) 継続研修

基本研修及び宿泊研修後、学校生活における放課後を活用した日々の研修を行うものである。ここでは、生徒会三役は原則として専任であるので実施可能であるが、各種委員会委員長は部活動等に加入していることも考えられるため、生徒会三役の研修、各種委員会委員長を含めた合同研修をそれぞれ実施する。

生徒会三役の研修では、きめの細かな活動計画を立案し、各種委員会委員長との合同研修で協議する事案を策定する。また、ボランティア活動や清掃活動など、地域との連携を深めるための渉外活動等を行う。

### 4) 課題研修

継続研修の中で行うものである。生徒会活動が推進されるためには一般生徒の意識を高めることが求められる。そのためには、生徒一人一人の意見を聞く機会や学級活動を通して、学校生活に関する課題などを協議し、各種委員会の課題にする必要がある。

また、一般生徒の意見や要求を生徒会執行部が受け止め学校側へ伝えることや要望として回答を求めることを行うことを通じて、学校全体として共通の課題認識に立脚した取り組みとなる。また、学校側の考えや要求など、生徒会を通じて一般生徒に伝えるとともにこれらの諸課題を学級活動等において協議の機会を設けることで、さらに学校全体の一体化が進むものである。

## 7. 生徒会活動推進のための教職員の役割

生徒会活動の目標を達成するためには、生徒一人一人が学校生活上の諸課題を主体的に捉え、周囲と協力しながら課題解決に向けて、自主的、実践的に取り組むことが求められ、望ましい集団づくりや学校生活上の諸課題に対する意識を高める必要がある。そのためには、管理職を含めた教師一人一人が生徒と同様に高い意識を持ち、組織として協働的な活動を行うことで、実

現するものである。ここでは、管理職を含めた教師それぞれの立場でどのような役割があるかを述べることにする。

### (1) 管理職としての役割

学校教育目標において、その年度の具体的な方針及び達成目標を明確にするとともに教職員及び全生徒、保護者に示すことが最も大切なことであり、学校教育活動の推進のための基本中の基本である。教職員に対しては職員会議で徹底させ、全校生徒には年度当初の始業式等で学校長が周知することが必要である。また、保護者に対しては学校新聞またはPTA総会、地域には学校のホームページ及び地域の掲示板等を活用し、周知の徹底を図ることが望まれる。

### (2) 生徒会担当主幹教諭及び生徒会担当教諭の役割

学校教育目標の具体的な方針及び達成目標の内容で、生徒会に求めることや協力できることなどの項目を選択するため、前年度の活動状況の反省とともに新年度の活動方針を継続するものと改善すべきものを選別する。そもそもその年度の生徒会執行部の活動目標が学校の教育活動目標と一致させるためには、前生徒会執行部との連携又は継続性が必要となり、その調整役及び引継ぎ等の機会を設定する役割を果たすことが標記担当教諭に求められる。

そのためには当然のことだが、新年度における校務分掌上の教師間の引継ぎを怠らないようにすることが求められる。また、特に生徒会関係主幹教諭は学級活動又は学校行事における年間計画について、生徒会活動が推進できるよう、教務及び進路指導の担当責任教師との連絡調整を行うことが求められる。

### (3) 学年主任及び学級担任の役割

一般生徒に対する学校教育目標の具体的な方針及び達成目標の内容とともに生徒会執行部が掲げる活動方針及び内容等について周知徹底を図る場を学級活動で確保する必要がある。生徒会担当主幹教諭及び生徒会担当教諭と各学年主任との連携を図り、生徒会に関する年間の学級活動計画を教務や進路指導との調整を行いながら作成する。



学級担任は、生徒会活動推進のために各種委員会委員の指導・助言に努め、生徒一人一人がよりよい学校生活を過ごすために、学校教育目標及び生徒会活動方針等を自分のこととして捉えられるよう学級活動の充実に努めることが求められる。

学年主任は、各学年間の調整とともに担当学年の学級担任への指導・啓発に努める。また、保護者に対する学年の取組に対する理解を深める工夫が必要とある。

## 8. おわりに

近年、都市化、少子高齢化、人間関係の希薄化が進む中で、生徒一人一人が社会性を身に付ける場が減少していると言われている。また、情報化の進展により、間接体験や疑似体験が膨らむ一方、望ましい人間関係を築く力などの社会性が身につけにくくなっている。このような時代にあって、望ましい集団の中で生徒一人一人が主体的に課題を発見し、自ら考え、自ら学び、適切に判断し、課題解決に向けて自主的に行動し、結果には責任が持てるなど、「生きる力」を育むことが重要になっている。そのためにも生徒会活動が地域や保護者の理解が得られる中で、教職員及び生徒が一体となり推進され、特別活動の活性化を図ることが望まれる。

### 語句解説

- (1) ここでの「学校教育」は、小・中・高等学校教育のことであり、この論文では特に中学校教育を中心に述べたものである。
- (2) 小・中・高等学校における「特別活動」とは、学校における諸活動のうち「教科外活動」と呼ばれる活動で、いわゆる所定の教科書はない。評価の基準についても具体的な個々の活動に即して行われるものである。内容は「学級活動（高等学校ではホームルーム活動）」・「生徒会活動（小学校では児童会活動）」・「クラブ活動（小学校のみ）」・「学校行事」であり、「集団」による「活動」が共通する特徴となっている。
- (3) 「学習指導要領」は、1947年から概ね10年に1回程度告示されているもので、小・

中・高等学校、特別支援学校における「教科」「教科外」など教育課程の基準を学校教育施行規則に基づき示しているものである。

- (4) 「詰め込み」とは、機会暗記による知識量の増大に比重を置く知識の増大をめざす詰め込み教育を指すもので、1970年代に入り詰め込み教育による知識偏重主義によって、校内暴力、いじめ、登校拒否、落ちこぼれなど、学校教育における生徒指導上の諸問題が社会問題化したと指摘されている。
- (5) 「ゆとり」とは、詰め込み教育の反省から2000年代から2010年初期まで実施されていたゆとりある学校をめざした教育のことである。それまでの学習時間及び内容が削減されたが学力の低下が指摘されるようになり、2007年安倍晋三内閣において「教育再生会議」が発足され、ゆとりの見直しが行われることになった。2011年度告示の学習指導要領では、学習の時間及び内容ともに増加した。
- (6) 「知識基盤社会」とは、21世紀は新しい知識、情報、技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に増す時代であると言われていること。特に学校教育においては、我が国の子どもたちにとって課題といわれている思考力・判断力・表現力を高めることが求められている。

#### 参考文献

- 1) 小学校学習指導要領（特別活動編）文部科学省
- 2) 中学校学習指導要領（特別活動編）文部科学省
- 3) 高等学校学習指導要領（特別活動編）文部科学省
- 4) 新・教職課程シリーズ特別活動論 田中智志・橋本美保（監修）犬塚文雄（編著）
- 5) 新訂キーワードで開く新しい特別活動 日本特別活動学会（監修）
- 6) 生徒指導提要 文部科学省